# 議長諮問 検討項目一覧

※提案会派:提案時(令和5年9月)の会派等の名称を記載

名称を記載
提案会派
器使 自民 公明 立事
5。 維新
が非 全整 自民
議 で運 太田 井上
りり自民
こお 公明
対廃した。
ける 青書 自民 又支 立憲
大田 大田 井上
共産
立。 並憲 維新
共産
共産
太田
井上       会派       会派     共産
引時 太田 井上
立憲共産
維新
民主
マで 太田 井上
民主
また 実施 民主 す
会学   脚   一

大分類	検討項目	提案内容	提案 会派
		・常任及び特別委員会の構成見直しを進める。	太田井上
	坐 <i>任</i> -	・恒常的な特別委員会を極力少なくし、テーマごとに期限を設けて設置する。	民主
	常任・特別委員会	とに期限を設けて設置する。 ・福祉・こども・教育などを中心とする特別委員 会の新設を検討する。	太田井上
		・特別委員会の委員は1年交代ではなく複数年所属とする。	太田井上
		・公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者 の出産補助その他のやむを得ない事由による場合 は本会議・委員会等へオンラインでの出席を可能 とする。	立憲
	議会のオンライン開催・出席	・育児や介護等制約がある際の委員会におけるオンライン出席を可能にする。	維新
		・常任、特別、運営委員会におけるオンライン開催・出席を検討し、本会議への対象範囲の拡大を検討する。	民主
第3章 (議会運営)	議員間討議	・委員会等において、一定の時間内において、各会派等が議員もしくは会派に対して質疑を行い、 議員もしくは会派がこれに答弁することを可能に する。	立憲
	少数会派の委員会における発言	・特別委員会における委員間討議を活発化する。 ・委員会に所属できない少数会派の議員の出席と	民主
	機会	・ 安貞云に別属 くさない 夕剱云派の 議員の山席と 発言を認める。	共産
	請願者・陳情者の意見陳述	・請願・陳情提出者の意見陳述を認める。	共産 太田 井上
	陳情の取扱い	・付託・付託外に分けず全ての陳情を審査する。 ・審査した陳情は本会議の議決対象に加える。	共産
	陳情の委員会付託	・全ての陳情を委員会付託とする。	太田井上
	市会運営委員会理事会の議事録 作成	・市会運営委員会理事会の議事録を作成する。	太田井上
	交渉会派制度のあり方	・交渉会派制度のあり方を見直す。	太田井上
	議場への飲料の持ち込み	・本会議場への飲料の持ち込みを可能とする。	立憲
第4章 (市民と議会)	傍聴環境	・過剰と取られる警備をやめ、傍聴しやすい雰囲気を醸成する。 ・傍聴席から議員席を見えやすくする。 ・親子傍聴席は親子や一般席での傍聴が困難な方を優先としつつ一般傍聴者にも開放する。 ・傍聴者が複数委員会を一度の受付で傍聴できるようにする。 ・規則で禁止されている傍聴者の水分補給を可能とする。	太田井上
	週末・夜間議会の開催	・週末及び夜間議会を開催する。	太田井上
	市民報告会・対話集会の開催	・議会として市民への報告会や対話集会を開催する。	太田井上
	市会HPの改善	・請願・陳情を含め、市会HPから市民の意見を受け付ける。 ・「新着情報」に新たな情報追加を漏らさず掲載し、最新情報をわかりやすくする。 ・日程一覧やネット中継画面から各会議資料へ直接行けるリンクを貼るなどわかりやすい経路で情報アクセスできるようにする。	太田井上
	委員会資料のネット中継開始前 の公開	・インターネット中継開始前に委員会資料を公開し、資料を見ながらの視聴を可能にする。	太田井上

大分類	検討項目	提案内容	提案 会派
	YouTubeでの市会中継・録画配信	・YouTubeでの市会中継・録画配信を行う。	太田井上
	録画中継における字幕放映	・録画放映について、字幕を採用する。	維新
	市会の広報・広聴のあり方	・視覚や聴覚等の障害のある市民や外国にルーツのある市民への広報・広聴をより充実させる。	自民
第4章 (市民と議会)	議会活動の広報	・アトリウムのモニター等を活用し、議会活動の広報を強化する。	民主
	市会広報における非交渉会派・無所属議員の参加機会	・TVK新春語りぞめ等の広報において、非交渉 会派・無所属議員も交代で出席可能にするなど参 加機会を確保する。	太田 井上
	請願審査に関する賛否の議会だ よりへの掲載	・請願審査に関する賛否を議会だよりに掲載する。	太田 井上
	ペーパーレス化の推進	・あらゆる場面で、さらなるペーパーレス化を推進する。	民主
	区づくり推進横浜市会議員会議	・区づくり推進横浜市会議員会議(以下「区づくり」という)を傍聴やウェブサイトで公開する。	民主
	(とう) が (おき) は (日本 (日本 ) は (日本	・区づくりを特別委員会等の枠組みで設置する。 ・区づくりを傍聴とネット中継の対象とする。	太田 井上
第7章	市会と大学等の連携強化	・市内にある28の大学の大学生や、市立高校生の インターンシップを受け入れる。	自民
議会の体制整備	学識経験を有する者等による専 門的事項に係る調査	・学識経験を有する者等による調査機関を設置し、広く世界の地方議会の制度を調査する。 ・世界の地方議会制度に関する研修会を2年に1 回程度開催する。	立憲
	海外視察・行政視察	・海外視察は政務活動費で行い、視察の全行程と 領収書を公開する。 ・現行の政務活動費とは別の公費による海外視察 を廃止する。	共産
		・行政視察の会計報告もHPなどで公開する。 ・海外視察、委員会による行政視察を含め、費用	共産 太田
		や回数などあり方を見直す。	井上
	議員き章 (略章)	・略章については、4年ごとの全員配付ではなく 希望者のみに配付とする。 ・略章について、マグネット型等(希望者のみ) を作成する。	自民
	議員定数の削減	・議員定数86人をさらに削減する。	維新
	中田本際	・議員の居住地の区分に応じて定められた額ではなく、より実態に即した形で支給する。	公明
	費用弁償	・行政区ごとの費用弁償を廃止し、交通費の実費支給とする。	維新
	  議員報酬の削減	・費用弁償廃止を念頭にした見直しを検討する。 ・議員歳費の2割削減を進める。	共産維新
	議員報酬と政務活動費の削減に	・議員報酬と政務活動費の削減に向けて検討の場	共産
第8章(政治倫理等)	政務活動費のあり方	をつくる。 ①収支報告書だけではなく、領収書も市会HPで公開する。 ②食糧費を原則廃止する。 ③タクシー利用と駐車場(コインパーキング等)利用については、利用議員名、目的、タクシー利用理由を記載したものに限しまする。 ④事務所費について、議員の親族に対する賃料と議員が経営する法人が所有する建物の賃料については対象外とする。 ⑤市外視察において、グリーン車使用を禁じ、利用飛行機はエコノミークラスとする。 ⑥議長への提出は、広報紙、市外視察報告書、政務活動員雇用契約書(写し)、調査委託の成果物を加え、①と同様に公開する。	共産

### 常任・特別委員会の構成等

#### ①常任・特別委員会の構成

#### 1 提案内容[提案会派]

- 常任及び特別委員会の構成見直しを進める。 [太田・井上]
- 恒常的な特別委員会を極力少なくし、テーマごとに期限を設けて設置する。 [民主]
- 福祉・こども・教育などを中心とする特別委員会の新設を検討する。[太田・井上]

- 常任・特別委員会の構成は、議員改選の都度、議会構成に関する協議の中で 決定している。
- 常任委員会の構成は、局再編成の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを 行っている。
- 特別委員会は、付議事件の調査・研究を目的として議決により設置され、付 議事件に対する結論や一定の方向性を得たとき又は議員任期が満了したと きに、調査終了となっている。

## 【参考】常任・特別委員会の構成(現行)

# 〇 常任委員会

委 員 会 名	委員定数	所 管 局
政策経営・総務・財政委員会	11人	政策経営局、総務局、デジタル統括本部、財政局、 会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、 議会局
国際・経済・港湾委員会	10 人	国際局、経済局、港湾局
市民・にぎわいスポーツ文化・消防委員会	11 人	市民局、にぎわいスポーツ文化局、消防局
こども青少年・教育委員会	11 人	こども青少年局、教育委員会
健康福祉・医療委員会	11 人	健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部
脱炭素・GREEN×EXPO推進・ みどり環境・資源循環委員会	11 人	脱炭素・GREEN×EXPO 推進局、みどり環境局、 資源循環局
建築・都市整備・道路委員会	11 人	建築局、都市整備局、道路局
下水道河川・水道・交通委員会	10 人	下水道河川局、水道局、交通局

### 〇 特別委員会

委 員 会 名	委員定数	付 議 事 件
大都市行財政制度特別委員会	15 人	大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に 対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力 に促進すること。
基     地     対     策       特     別     委     員     会	14 人	米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を 図ること。
減 災 対 策 推 進 特 別 委 員 会	15 人	減災及び防災対策の推進に関すること。
新たな都市活力推進特別委員会	14 人	オープンイノベーション等による企業支援や誘致 促進、グローバル都市の実現、文化芸術創造都市や 観光・MICEの推進等に関すること。
健康づくり・スポーツ推進 特 別 委 員 会	14 人	運動による介護予防等あらゆる世代の健康づくり 及び大規模スポーツイベント開催やスポーツ関連 施設の整備等スポーツの振興に関すること。
郊 外 部 再 生 ・ 活 性 化 特 別 委 員 会	14 人	都市の成長の基盤を支える魅力と活力ある郊外部 のまちづくりに関すること。

### ②特別委員の改選

### 1 提案内容 [提案会派]

○ 特別委員会の委員は1年交代ではなく複数年所属とする。[太田・井上]

- 市会運営委員会申し合わせ・確認事項において、特別委員の改選は、常任委 員改選時に併せて行うこととしている。
- 横浜市会委員会条例第3条第1項において、常任委員の任期は、選任の日から起算して1年とすることが規定されている。

### 委員会における発言等

### ①議員間討議

### 1 提案内容 [提案会派]

- 委員会等において、一定の時間内において、各会派等が議員もしくは会派 に対して質疑を行い、議員もしくは会派がこれに答弁することを可能にす る。[立憲]
- 特別委員会における委員間討議を活発化する。[民主]

- 本会議では、討論や議員提出議案に関する質疑が議員間で行われている。
- 常任委員会では、質疑時に必要に応じて委員間での討議が行われている。 また、特別委員会では、テーマに沿って委員間での討議が行われている。

### ②少数会派の委員会における発言機会

### 1 提案内容[提案会派]

○ 委員会に所属できない少数会派の議員の出席と発言を認める。[共産]

- 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めたときは、委員でない議員(委員外議員)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことが可能となっている。
- 委員外議員から発言の申出があったときは、委員会がその許否を決めることとしている。

### 請願・陳情の取扱い

### ①請願者・陳情者の意見陳述

### 1 提案内容 [提案会派]

○ 請願・陳情提出者の意見陳述を認める。[共産] [太田・井上]

### 2 現行・前提条件

○ 請願及び付託陳情の提出者から口頭陳述許可願の提出があった場合には、 委員会でその許否を決定している。

### ②陳情の取扱い

### 1 提案内容 [提案会派]

- 付託・付託外に分けず全ての陳情を審査する。[共産]
- 審査した陳情は本会議の議決対象に加える。[共産]

#### 2 現行・前提条件

○ 陳情は、地方自治法第99条(意見書の提出)に関するもの及びそれに類するもので議長が必要と認めたものについて、関係常任委員会又は運営委員会に付託することとしている。

### 市会運営委員会理事会の議事録作成

### 1 提案内容 [提案会派]

○ 市会運営委員会理事会の議事録を作成する。[太田・井上]

### 2 現行・前提条件

○ 市会運営委員会申し合わせ・確認事項において、市会運営委員会理事会は 非公開とすることとしており、記録は作成されていない。

### 交渉会派制度のあり方

### 1 提案内容 [提案会派]

○ 交渉会派制度のあり方を見直す。[太田・井上]

- 市会運営委員会申し合わせ・確認事項において、「交渉団体とは5人以上の 所属議員を有する会派をいう」としている。
- 交渉会派であることを基準等としている取扱いとしては、市会運営委員会 の委員選出や、予算・決算特別委員会の理事選出、本会議における予算代表 質疑等がある。

### 議場への飲料の持ち込み

### 1 提案内容 [提案会派]

○ 本会議場への飲料の持ち込みを可能とする。「立憲]

- 横浜市会会議規則第 105 条において、議場内における飲食の禁止が規定されており、議場への飲料の持ち込みは認められていない。
  - ※ 必要に応じて、発言者のための水差しを演壇等に用意する運用としている。

# 議長諮問事項に関する協議結果

# ■第3章 議会運営

項目	協議結果(令和6年10月18日運営理事会)
(1)常任・特別 委員会の構成等	①常任・特別委員会の構成 (全会一致) ・常任委員会の構成は現行どおりとすること。 ・特別委員会の構成を見直すこととし、詳細に ついて今後協議すること。
	②特別委員の改選 (全会一致) ・現行どおりとすること。
(2)委員会に	<ul><li>①議員間討議</li><li>(多数意見)</li><li>・現行どおりとすること。</li><li>(少数意見)</li><li>・議員間討議の機会を充実させること。</li></ul>
おける発言等	<ul><li>②少数会派の委員会における発言機会 (多数意見)</li><li>・現行どおりとすること。 (少数意見)</li><li>・少数会派や無所属議員による所属外の委員 会への出席及び発言を認めること。</li></ul>

項目	協議結果(令和6年10月18日運営理事会)
(3)請願・陳情の取扱い	①請願者・陳情者の意見陳述 (多数意見) ・現行どおりとすること。 (少数意見) ・請願者・陳情者による意見陳述を認めること。 ②陳情の取扱い (多数意見) ・現行どおりとすること。 (少数意見) ・すべての陳情を委員会に付託し、審査するとともに、審査した陳情は本会議の議決対象と
(4)市会運営 委員会理事会の 議事録作成	すること。 (全会一致) ・現行どおりとすること。
(5)交渉会派制度のあり方	(多数意見) ・現行どおりとすること。 (少数意見) ・交渉会派に係る所属議員数の要件を引き下 げること。
(6)議場への 飲料の持ち込み	(全会一致) ・現行どおりとすること。

※議会のオンライン開催・出席:理事会継続協議